

仕 様 書

1 品名

コンパレータ (質量比較器)

2 数量

1 台

3 共通仕様

本機器は、計量法第 102 条に基づき、計量法施行令第 25 条第 1 項第 1 号で定める「基準分銅」を検査するためのものである。メーカー標準仕様において、表す質量が 1 kg 以上 20 kg 以下の一級基準分銅及び一級実用基準分銅の基準器検査が可能な電気式質量比較器であって、次の条件を満足し、検査の出来ない質量の分銅が発生しないものであること。

- ① 計量法が規定する「基準器検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める非自動はかり等について（平成 8 年 4 月 2 日通商産業省告示第 145 号）」第 1 条を満たすものであること。
- ② 電子天秤（電気式質量比較器）であって、零トラッキング機構を有するものにあつては、解除機能のあるものであること

4 規格品質

ひょう量	25kg 以上
最小表示	1mg 以下
計量部（載せ台等）	角とう形の分銅の載せ降ろし、加除が容易であること
	安全な分銅の加除を可能にするため、載せ台の形状は長方形または丸型とし、計量性能に影響を及ぼさないこと
	計量部本体の寸法が幅 500 mm 以下、奥行き 280 mm 以下、高さ 250 mm 以下であること
	載せ台の形状が丸型の場合、寸法が ϕ 220 mm 以下であること
表示器	必要 ・デジタル式で発光ダイオード又は液晶表示 ・振動等の影響を受けないよう載せ台本体のひょう量部と表示部が分離可能であり、操作パネルと指示部（ディスプレイ）は一体のものであること
繰り返し性（再現性偏差）	3mg 以内 (最大ひょう量程度負荷時)
偏置誤差	重心位置調整機構により偏置誤差の影響が軽減できる構造であること

使用電源	電圧ＡＣ100Ｖ、商用電源周波数 50Hz または 60Hz により動作すること。また、専用のＡＣ電源ケーブルを付属すること
水平装置	気泡式の水平器が固定されていること。また、据付した場所において、据付地面と分銅を載せた天板が水平を保つこと
減算式風袋引き装置	減算式風袋引き装置を有し、最大風袋量は 20 kg以上であること
分銅等を載せてから安定する (計量が完了する)までの時間	12 秒以内
零点設定装置	手動で表示がゼロに設定できること
分銅による調整	内部分銅による自動調整を行う機能を有するとともに、外部分銅を使用し、ひょう量までの任意の 5 箇所以上の質量について調整ができること。
データ転送	USB 経由で PC への表示値のデータ転送が可能であること
使用温度範囲	+10℃～+30℃において、正常に動作すること。
風防	・計量部本体に内部風防を備えていること ・計量部本体は現在使用している外部風防に収まるサイズであること。なお、外部風防のサイズは以下のとおり サイズ：幅 610mm、奥行き 490mm、高さ 610mm
製造終了後の部品供給期間	7 年以上
新品・中古品の別	新品

4 納入場所

三条市興野 1 丁目 13 番 45 号

新潟県計量検定所 1 階 基準器室

5 納入期限

令和 8 年 12 月 28 日(月)

6 据付、調整及び検査

- 機器の搬入、据付後、当部職員立会いのもと、外部分銅を用いて調整、検査を行うこと。なお、建物施設又は設備等に損害を与えないよう必要な措置を講ずること。また、損害を与えた場合は、受注者の責において原状回復すること。
- 検査後、上記 5 の納入期限までに、検査結果及び判定について書面で提出すること。

7 保証期間

- 保証期間は、検収合格後 1 年間（1 年以上の期間のあるものはその期間）とし、その間は適正な使用における機器の異常等に対応する修理、調整又は部品の交換を無償で行うこと。

8 保証書及び取扱説明書の提出

- 上記 5 の納入期限までに、上記 7 の内容を明記した保証書を 1 部提出すること。
- 併せて、本機器の取扱説明書（日本語版）を 3 部提出すること。

9 操作研修

- 上記 8 の保証書及び取扱説明書提出後、速やかに当所職員を対象とした操作方法及び取扱いについての研修を行うこと。

10 費用負担

- 上記 6、8、9 及び梱包資材の処分に要するすべての費用は、予定価格に含むものとする。

11 保守体制

- 本機器に不具合が発生した場合、当所からの連絡を受けた日から 2 日以内に修理対応を行うこと。
- 操作方法等の技術的な相談に、速やかに応じられること。
- 障害発生時の受付体制及び連絡先等について明記した書面を、上記 8 に記載の取扱説明書に添付して 3 部提出すること。また、変更等があった場合には、その都度提出すること。